

ブラック企業をなくす東葛の会 東葛の会ニュース No.18 2017.06.20

〒277-0831 柏市根戸 406-4 TEL 04-7132-8710

HP: <http://www.tokatunokai-union.com> : Email : tokatu-center@tokatunokai-union.com

芹澤清貴さん 過労死労災事件、

＝労災「加害者」企業誠意見せず＝

さいたま市の東京ビルサービス株式会社に勤務していた芹澤清貴さんの過労死労災事件（H27年8月死亡）では、H28年6月に労災認定となりました。その後労災補償（遺族補償給付及び葬祭料）の柏労基署決定が残業時間等の実態を少なく認定、千葉労災審査会が実態はもっと多くあったとして変更の裁定（認定の対象となる3か月間の時間外労働 390H38' ⇒ 463H12'、深夜労働14H36' ⇒ 92H53'、休日労働11H49' ⇒ 97H00' へ）をしたことについて、1月号の会報で報告しました。

昨年ワシントンポスト紙が、この事件でご家族などを

取材、同紙に大きく報じられました。（会報昨年11月号）

その後、ご家族は会社に対し、「真摯な謝罪」と損害賠償を支払うよう請求してきましたが、死亡後一年半、労災認定から一年が経った今も、全く回答しない不誠実極まりない態度に終始しています。

労災「加害者」である企業の責任は重大です。ともすれば、多くの労災「加害者」企業が心からの反省と再発防止に取り組んでいるとは思えないことが多くあります。ご家族は「会社の誠実な対応を期待してきたが許せない」と語っています。みなさんの大きな支援をお願いします。

※7月29日（土）午後6時から 柏中央公民館集会室で「第4回 学習交流集会」を開催します

講演：笹山尚人弁護士、職場報告、経験交流（詳細は別添チラシ参照）

ブラックバイトをなくそう！ 柏市内近隣センターに掲示中(7月いっぱい)

未来は私たち青年のもの！ 明るく元気に働きたいね！ 困ったら相談してみましよう！



柏・松戸・我孫子・流山・野田・鎌ヶ谷のみなさんは、
ブラック企業をなくす東葛の会 労働相談センター：
電話 04-7132-8710 毎週月・水・金の10時～14時まで、
相談日は、皆さんの都合にあわせて日程調整を行います。

全国向け常設の労働相談ホットラインは

0120-378-060

相談事例:「残業代が長時間労働なのに少ないのでは」の相談です。

大手運送会社のグループ企業、過労死水準の長時間労働

トラック運転手のEさん、夜間中心の仕事で「これ以上体がもたない」と退職、「長時間労働の割に残業代が少ない気がする」との相談でした。

毎月の基準内賃金は基本給と稼働量によって決まる職務給の構成、変形労働制が採用されていて年間所定労働時間は2028H、月169Hでした。

給与明細一年分から見ると、法定休日出勤が一日あるのに法定休日残業時間にはなく100/135の法定休日残業手当に反映されていない月がひと月あるようです。それ以外は時間数通りに支給されていました。

Eさんの年間労働時間（給与明細から）

平日出勤日数	休日出勤日数	法定休日出勤日数	休日日数	普通残業時間数	法定休日残業時間数	深夜残業時間数
252日	45日	15日	51日	969.2H	131.8H	1033.2H

注 法定休日に反映されていない労働時間がある

Eさんの毎月残業時間数（休日・法定休日含む）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	一年間の合計残業時間数（休日・法定休日含む）
96.5H	151.0H	128.8H	116.5H	78.8H	95.8H	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	
66.1H	81.0H	96.5H	72.5H	51.5H	74.0H	1101.0H

*厚労省の過労死認定基準（時間外基準告示）：一月45時間、一年360時間を超える

はたらき方にいくつかの問題がみえてきました。

●2月休めた日はわずかに2日、休日出勤を含む残業時間は112Hで別に法定休日出勤が3日で39H、22時から翌5時の深夜労働時間は112H、過労死認定基準を超える労働ではないでしょうか！

●トラック運転手さんの場合、積み込み待ち時間などの待機時間がつきものです。Eさんの日々の労働時間計算がどうだったか、給与明細からだけでなく運転日報やタコメーターから、洗い出す必要があるようです。

許せない！ 安倍政権が進める「時間外労働の上限規制」

労働政策審議会は残業時間の上限規制に関する報告をまとめました。安倍政権は、これをうけて労基法改正案などを秋の臨時国会には提出するかまです。

全労連発行 「ストップ！ 安倍働かせ方改革」ビラから



上限規制に関する報告の中身は、月100時間未満、2~6カ月平均で80時間、年間960時間（うち時間外は720時間）とする内容です。これは、長時間労働の是正どころか過労死を招く異常な長時間労働を法律化する過労死ラインの合法化であり、許せません。

許せません。

